

H21.12.17 原案可決

「子ども手当」創設に関する意見書

政府は、平成22年度から、「子ども手当」を創設する準備を進めているが、この制度を実施するためには、来年度は2兆3,000億円、平成23年度以降は毎年5兆3,000億円の財源を確保しなければならない。

経済協力開発機構(OECD)は、日本の政策課題達成に向けた提言を発表し、この「子ども手当」の創設よりは、就学前教育・保育や幼児を持つ母親への支援、奨学金制度の充実などを優先すべきだとの考え方を示している。

また、政府内からは、所得制限や地方に財政負担を強いいる発言も出ている。万が一、財源に地方の負担が求められるような事態になれば、その影響は計り知れず、地方財政が厳しい中にあって看過できない重要な問題である。

さらに、所得税の配偶者控除や扶養控除の廃止など所得税・住民税改革の議論もある。これらの控除が廃止されると、所得税は平成23年、住民税は平成24年から負担増となり、保育料や公営住宅家賃なども負担増となる。また、「子ども手当」の給付を受けられない23歳以上70歳未満の家族を扶養している世帯についても、負担増となる。

よって、国におかれでは、下記の事項について特段の配慮がなされるよう、強く求めるものである。

記

1 「子ども手当」創設にあたっては、制度自体の目的を明確にし、制度の綿密な設計や財源の確保策などを慎重に検討すること。

2 「子ども手当」の財源確保策として、子どもがいない家庭や「子ども手当」の対象外の家庭に対する影響も考慮するべきである。

3 「子ども手当」の財源負担に関しては、当初の計画通り全額国費とし、地方自治体の負担を求めないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

和歌山県議会議長 富安民浩

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣法第九条の第一順位指定大臣(副総理)

国家戦略担当大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(行政刷新)